

平成27年第3回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成27年9月1日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（18名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	13番 木村松雄
14番 阿部雅志	15番 岩本雅雄
16番 出口治男	17番 香西和好
18番 原田定信	19番 三浦三一

欠席議員（2名）

12番 檜原賢二	20番 稲岡正一
----------	----------

会議録署名議員

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
----------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎國勝	副市長 藤井正助
政策監 市原俊明	教育長 坂東英司
企画総務部長 町田寿人	市民部長 瀬尾勇雄
健康福祉部長 高島輝人	産業経済部長 天満仁
建設部長 友行義博	教育次長 吉田一夫
教育次長 高田稔	企画総務部次長 後藤啓
市民部次長 三浦康雄	健康福祉部次長 安丸学
産業経済部次長 阿部芳郎	建設部次長 大野芳行
吉野支所長 大塚洋一	土成支所長 郡久美子
阿波支所長 秋山雅彦	会計管理者 三木利彦
財政課長 石川久	水道課長 塩田英司
農業委員会局長 妹尾明	代表監査委員 上原正一

監査事務局長 那 須 啓 介

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 重 夫

事務局主幹 野 崎 順 子

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 行政報告

日程第 4 議案第 48 号 平成 26 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第 49 号 平成 26 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第 50 号 平成 26 年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第 51 号 平成 26 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第 52 号 平成 26 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第 53 号 平成 26 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 議案第 54 号 平成 26 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 議案第 55 号 平成 26 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 議案第 56 号 平成 26 年度阿波市水道事業会計決算認定について

日程第 13 議案第 57 号 平成 27 年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）について

日程第 14 議案第 58 号 平成 27 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 15 議案第 59 号 平成 27 年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 16 議案第 60 号 平成 27 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

- 日程第 17 議案第 61 号 阿波市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 62 号 阿波市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 63 号 平成 26 年度板野郡西部学校給食組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 報告第 4 号 平成 26 年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について

午前10時00分 開会

○議長（木村松雄君） 現在の出席議員は18名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから平成27年第3回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、議員研修についてご報告申し上げます。

7月23日に、新潟県立大学の田口准教授を講師にお招きし、議会議員政治倫理条例について研修会を開催いたしました。講師からは、政治倫理に関して検討すべき視点など詳しく説明があり、有意義な研修となりました。

次に、議長関係会議の報告を申し上げます。

6月17日に東京都において全国市議会議長会定期総会が開催され、出席いたしました。また、8月7日に香川県三木市のトRESTA白山において第15回四国土砂防災ネットワーク議員連盟定期総会があり、出席いたしました。活動報告や決算報告等の後、砂防行政の新たな展開についてなど、貴重な講演を受けました。

次に、組合関係、その他についてご報告申し上げます。

7月7日に徳島中央広域連合議会臨時会、7月31日に市町村議会議員公務災害補償等組合議会臨時会に出席しております。

その他といたしまして、7月4日に美馬市制10周年記念式典及び総合落成式が穴吹農村環境改善センターで開催され、出席いたしました。また、7月14日は阿波市緑と森づくり委員会総会、28日には後期高齢者医療広域連合議会全員協議会に出席をいたしました。また、8月6日は西条大橋沿線・国道318号改良促進期成会、10日には後期高齢者医療広域連合議会定例会、19日には四国横断線改良促進期成同盟会通常総会、20日には阿波市地域公共交通会議、21日には第十堰対策促進期成同盟会通常総会、22日には阿波市納涼祭に出席いたしました。そのほかにも各種会議等に出席しております。

以上の件の詳細については、議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、教育委員会から平成26年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する報告書の提出がありましたので、お手元に配付しております。詳細につきましては、議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、監査委員から平成27年5月、6月、7月分の例月現金出納検査及び監査結果報

告書が議長宛てに提出されています。関係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、5月28日より8月25日に開催された議会運営委員会までに受理いたしました陳情書については、既に配付のとおりでありますので、よろしくお願いたします。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告しておきます。

諸般の報告は以上のとおりであります。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（木村松雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番谷美知代さん、2番笠井一司君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（木村松雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、8月25日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

原田議会運営委員長。

○議会運営委員長（原田定信君） おはようございます。

議長より指名がございましたので、議会運営委員会の協議の結果について報告を申し上げます。

平成27年第3回阿波市議会定例会の運営協議のため、8月25日午前10時から委員会室において、議長及び委員8名、理事者側から市長、副市長、政策監、企画総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日9月1日から9月25日までの25日間に決定をいたしました。

議事日程については、既に配付をしてあります日割り表のとおり、本日は行政報告、提出議案の説明、決算審査特別委員会設置を予定いたしております。

9月9日の本会議は午前10時に開会いたしまして、代表質問、一般質問を予定いたし

ております。9月10日の午前10時に開会し一般質問、9月11日も午前10時に開会し一般質問、その後、議案に対しての質疑、各委員会へ付託を予定いたしております。

次に、9月14日午前9時30分から決算審査特別委員会、9月15日午前10時から総務常任委員会、9月16日午前10時から文教厚生常任委員会、9月17日は午前10時から産業建設常任委員会を予定いたしております。

次に、9月25日は午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定いたしております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締め切りは、明日9月2日の正午となっております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願いいたします。報告いたします。

○議長（木村松雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から9月25日までの25日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、会期を本日から9月25日までの25日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（木村松雄君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） おはようございます。

本日は、平成27年第3回阿波市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろは市行政全般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜りまして、心から厚くお礼申し上げます。

それでは、開会に当たり、市政の重要課題等についてご報告申し上げます。

最初に、阿波市制施行10周年記念事業阿波市フェスタの開催についてであります。

来る10月24日、25日の2日間にわたり、市役所及びアエルワにおいて、将来を担う子どもたちを育成し、地域の活性化を図るための五感で感じる体験型イベント阿波市フェスタを開催いたします。

庁舎1階で行う、市内の中学生音楽部ととくしま国民文化祭記念管弦楽団によるオープニング演奏を皮切りに、市内産の農産物を生かした阿波ベジマルシェ、阿波ベジカフェ、吉野川高校生による押し花体験、四国大学生による書道体験、またオープンガーデンクラブ会員と市内小学校10校の児童が丹精込めて育てた花を飾る、未来に花咲くプロジェクトなど、阿波市の持つ魅力を見る、聞く、味わう、嗅ぐ、触れるといった五感で楽しんでいただくイベントとなっております。

また、徳島県との共催によりまして、四国三郎吉野川や阿波藍などで代表される青き国徳島を最新の4K映像とオーケストラの生演奏で表現する、プロジェクションマッピング・コンサート青のシンフォニーをアエルワで開催いたしますとともに、その模様をアスティとくしまで同日開催されます、全国少年少女発明クラブ創作展に光ケーブルを使ってライブ中継するなど、まさに全国初の新感覚体感型イベントとしております。

県内外から多くの方が阿波市へお越しいただき、阿波市の魅力を情報発信できるものと考えておりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

次に、阿波市まち・ひと・しごと総合戦略についてであります。

全国的な課題であります人口減少、超高齢化社会に対し、本市の地域特性を十二分に生かし、市を挙げての取り組みを強力に進めていくため、去る7月2日に産・官・学・勤・労・言の各界を代表する委員で構成する阿波市まち・ひと・しごと創生本部有識者会議を新たに設置し、人口減少対策を初め、地域産業の振興、活力ある地域づくりなどに関してご提言をいただいたところであります。

また、市民の方々を対象にアンケートを実施し、結婚や出産・育児に関する意向を調査するなど、幅広く意見をいただいたところであり、現在、これらのご意見、ご提言を踏まえ、本市における人口減少対策や地域活性化の方向性や具体的施策を盛り込んだ、阿波市まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案を取りまとめているところであります。

今後、今月8日に第2回の有識者会議を開催し、素案に対するご意見をいただき、今議会開催中に市議会に対して素案をお示しし、ご意見をいただいた上、10月中に策定したいと考えております。

次に、阿波スマートインターチェンジ準備会設立についてであります。

徳島自動車道の有効活用と地域活性化のため、阿波市内における新たなスマートインターチェンジの設置が強く望まれてきたところであります。これまでも、私自身何度も国や県、西日本高速道路株式会社に要望を行うなど、その具現化に向けて努めてまいりまし

た。また、市議会におかれましても、地域活性化インターチェンジ調査特別委員会を設置いただき、関係各方面へ要望いただくなど、多大なご尽力をいただいたところでありませす。

その結果、去る6月30日に国土交通省から、スマートインターチェンジについて国として必要性が確認できる準備段階調査箇所として選定された全国17カ所の中に阿波市が採択をいただいたところでありませす。この機会を逃すことなく、インターチェンジの早期整備に向け、計画的かつ効率的に準備、検討を進めるため、去る8月26日には国、県、西日本高速道路株式会社及び阿波市で構成いたします、阿波スマートインターチェンジ準備会を設立したところでありませす。今後、国の直轄事業として実施される準備段階調査とあわせ、準備会での協議、検討を進め、スマートインターチェンジ早期設置の実現に努めてまいりますので、市議会におきましても引き続きご理解、ご協力を賜りますよう切にお願いいたします。

次に、阿波市消防操法競技大会及び阿波市予選会が、7月19日市役所駐車場において開催され、日ごろの訓練の成果を発揮された結果、ポンプ自動車の部は土成方面第4分団が、小型ポンプの部は土成方面第1分団と阿波方面第7分団が、来年7月に開催されます第30回徳島県消防操法競技大会に出場が決定したところでありませす。県大会におきましても、訓練の成果を十分発揮していただきますようご期待申し上げます。

次に、熱中症予防対策についてであります。

近年、異常気象などによる気温の上昇が見られており、今年の夏につきましても、7月末から8月上旬にかけて記録的な猛暑日が続くなど、全国的な猛暑となったところでありませす。こうした状況のもと、特に高齢者の方々における熱中症の発症が懸念されることから、去る7月25日アエルワにおいて、市民の健康保持をサポートするための熱中症予防対策講演会を開催いたしました。講演会には300名ほどの市民の方がご参加をいただき、熱中症のメカニズムを初め、効果的な予防法や対処法などなどについて啓発を行ったほか、あわせて1階ロビーにおきまして健康相談ブースを設置し、多くの市民の皆様からご相談をいただいたところでありませす。

次に、四国地域福祉実践セミナーin徳島・阿波市が、8月1日アエルワにおいて開催されました。

このセミナーでは、四国4県から地域福祉の実践者が集い、人口減少、高齢化が進む中、新たな生活課題や福祉課題について協議が行われたところでありませす。誰もが安心し

て暮らし続けることができる住民力、地域力の再構築が図られ、意義深い会議であったと考えております。

次に、被爆アオギリの苗木の植樹及び映画「アオギリにたくして」の上映会についてであります。

去る8月21日、庁舎東側の緑地帯及びアエルワにおきまして、戦後70年という大きな節目の年に、さきの戦争により多数の尊い命を失ったことについて改めて考えるために開催したところであります。

昭和20年8月6日の原爆投下により広島市内が焼野原となった際、翌年春に新芽を出し、市民に生きる希望を与えたアオギリの苗木をもらい受け、市内中学生とともに記念植樹を行いましたので、大切に育てていきたいと思っております。

また、映画「アオギリにたくして」の上映会では、戦争を知る世代の高齢化が進み、戦争体験の風化が危惧される中、市民一人一人が戦争の悲惨さや原爆の恐ろしさ、あるいは平和の尊さ、命の大切さを再認識し、次世代にしっかりと受け継いでいくとともに、郷土を愛する心を育てていくことを願ったところであります。

次に、去る8月20日、温泉施設御所の郷の利用者が300万人を超え、記念品を授与させていただきました。この日、300万人目となったのは、堺市から訪れたご夫婦でありまして、帰省したときは必ず利用されているとのことでありました。

次に、阿波市納涼祭についてであります。

去る8月22日に、阿波市商工会青年部の主催により、アエルワ周辺におきまして第4回阿波市の納涼祭が、市内外の子どもから大人まで約5,000人に及ぶ来場により、盛大に開催されたところであります。大好評のレーザー花火ショーを初め、熱気球2基による搭乗体験で盛り上がり、夏の一夜をいろどる華やかなイベントとして、市民の一体感の醸成や地域の活性化に大いに貢献できたものと考えております。商工会青年部の皆様の熱意とご努力のたまものであると、改めて敬意を表する次第であります。

次に、終戦70周年記念徳島県戦没者追悼式及び平成27年度徳島県戦没者遺族大会についてであります。

昨日、阿波銀ホールにおきまして、飯泉徳島県知事初め、県議会議長、関係市町村長、戦没者遺族が多数出席のもと開催されたところであります。終戦70年という記念すべき大会として、大戦の記憶を風化させず、平和の尊さを忘れないよう、また戦没者遺族を二度と出さないよう、世界の恒久平和の実現に向け、たゆまぬ努力を続けていくことを決議

したところであります。

次に、関係行政機関などへの要望についてご報告いたします。

去る7月9日には、四国治水期成同盟連合会通常総会並びに四国河川協議会総会が石井町において開催されました。

総会では、地球温暖化に伴う気候変動による豪雨が激化傾向にあり、洪水被害の拡大が懸念されていることから、予防的な治水対策に充てる投資を確保し、洪水被害を未然に防止するため、治水事業費の必要額を確保することを国に対し強く要望することを決議したところであります。また、この決議に基づき、8月3日から国土交通省及び県選出国會議員に対し、河川改修に対する要望活動を行ってまいりました。

次に、地方創生コンシェルジュの交流会についてであります。

去る8月6日、東京におきまして、国の関係省庁に配置されております徳島県担当地方創生コンシェルジュとの意見交換会が開催され、本県からは、飯泉知事を初め、県議会議長、県幹部職員及び県内市町村長が参加して、県版及び市町村版の人口ビジョン、総合戦略の策定推進に向け、徳島県担当創生コンシェルジュとの意見交換を行ったところであります。コンシェルジュから全国で取り組まれている事例等について意見交換を行うことができ、大変意義深いものとなったところであります。

次に、全国徳島県人会連合会意見交換会についてであります。

去る8月10日、ホテルクレメント徳島におきまして、徳島県人会連合会意見交換会が開催され、本県への観光誘客、県産品の振興、定住促進などについて意見交換を行ったところであります。各県人会会員の方におきましては、本県の広告塔としてさまざまな場面においてふるさと徳島をアピールしていただいております。地方創生に向けたご意見をいただいたところでもあります。

次に、徳島自動車道4車線化促進期成同盟会総会についてであります。

去る8月27日、美馬市におきまして徳島自動車道の4車線化に向けた協議が行われたところあります。総会では、徳島自動車道の現状について、NEXCO西日本より報告を受け、4車線化に向けた今後の取り組みについて協議を行ったところあります。

今後、4車線化の早期実現に向け、国土交通省を初め、県選出国會議員、また西日本高速道路株式会社等、関係機関へ粘り強く要望を行うとともに、利用者の拡大に向けたキャンペーンの実施などを決議したところあります。市議会におかれましても、今後より一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、ご報告申し上げ、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

~~~~~

- 日程第 4 議案第 4 8 号 平成 2 6 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 4 9 号 平成 2 6 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 5 0 号 平成 2 6 年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 5 1 号 平成 2 6 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 5 2 号 平成 2 6 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 5 3 号 平成 2 6 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 5 4 号 平成 2 6 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 5 5 号 平成 2 6 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 5 6 号 平成 2 6 年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 4 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 5 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 6 議案第 6 0 号 平成 2 7 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 7 議案第 6 1 号 阿波市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 6 2 号 阿波市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度板野郡西部学校給食組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第20 報告第4号 平成26年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（木村松雄君） 日程第4、議案第48号平成26年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第20、報告第4号平成26年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率についてまでの計17件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、本日提案しております議案について提案理由の説明を申し上げます。

提案しております議案は、決算認定10件、予算案件4件、条例案件2件、報告案件1件の計17件であります。

最初に、議案第48号平成26年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第55号平成26年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件の決算認定につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、監査委員の審査に付しましたので、同法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものであります。

次に、議案第56号平成26年度阿波市水道事業会計決算認定については、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、監査委員の審査に付しましたので、同法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものであります。

次に、議案第57号平成27年度阿波市一般会計補正予算（第3号）については、追加補正予算額6億2,530万円であります。主なものといたしましては、個人番号カード交付事業費、道路新設改良費などであります。

次に、議案第58号平成27年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、追加補正予算額2,708万円であります。

次に、議案第59号平成27年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、追加補正予算額500万円であります。

次に、議案第60号平成27年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、追加補正予算額4,282万2,000円であります。

次に、議案第61号阿波市手数料徴収条例の一部改正について及び議案第62号阿波市個人情報保護条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律の施行に伴い一部改正をするものであります。

次に、議案第63号平成26年度板野郡西部学校給食組合一般会計歳入歳出決算認定については、地方自治法第292条及び地方自治法施行令第5条第3項の規定により議会の認定をお願いするものであります。

次に、報告第4号平成26年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査に付しましたので、報告するものであります。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては担当部長等より説明いたしますので、十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（木村松雄君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

三木会計管理者。

○会計管理者（三木利彦君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、ただいま市長からご提案申し上げました議案のうち、議案第48号平成26年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第55号平成26年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8議案につきまして補足説明いたします。

資料といたしましてお手元に配付しておりますA3の用紙1枚物、平成26年度阿波市一般会計歳入歳出決算表によりまして決算の概要をご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

説明中、表の中の収入済額、支出済額をそれぞれ決算額と読みかえさせていただきます。

それでは最初に、一般会計の決算についてであります。

歳入決算額は、総額で258億9,180万8,319円であり、前年度と比較して、率にして14.7%、金額にして33億1,147万7,656円の増額となっております。

続いて、歳出決算額は、総額で252億2,084万5,263円であり、前年度と比較して、率にして16.5%、金額にして35億6,342万5,864円の増額となっております。

歳入歳出差し引き額は6億7,096万3,056円となっており、平成27年度への繰越事業の合計が、強い農業づくり交付金事業や地方道整備事業、地域住宅支援事業など10億8,286万2,000円であり、その事業に要する一般財源額が翌年度に繰り越すべき財源であり、2億6,445万1,000円となっております。

歳入歳出差し引き額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた金額が実質収支額であり、4億651万2,056円の黒字となっております。

続きまして、歳入の主なものについて説明いたしますと、自主財源の根幹をなす1款市税につきましては、市たばこ税、入湯税は減少したものの、固定資産税などの増収により、前年度と比較して、率で1.0%、金額にして3,665万2,132円増収の35億2,961万1,711円となっております。

次に、10款地方交付税につきましては、前年度と比較して、率で0.7%、金額で5,948万3,000円増収の84億3,744万2,000円となっております。

次に、21款市債につきましては、庁舎等施設整備事業債や給食センター施設等整備事業債など合併特例債の増額などにより、前年度と比較して、率にして82.4%、金額で26億550万円増額の57億6,720万円となっております。

続きまして、歳出について主なものを申し上げますと、2款総務費につきましては、新庁舎の完成年度であったため、前年度と比較して、率にして105.4%、金額で33億5,708万1,980円増額の65億4,200万6,894円となっております。

次に、8款土木費につきましては、社会資本整備交付金事業の増加により、前年度と比較して、率にして2.4%、金額で3,518万4,155円増額の15億2,651万9,706円となっております。

次に、10款教育費につきましては、給食センター新築事業費の増加によりまして、前年度と比較して、率にして3.4%、金額で9,093万4,845円増額の27億9,235万9,752円となっております。

また、一般会計における平成26年度末の基金残高は、前年度と比較して3億9,217万6,103円増加し、121億392万4,949円となっております。

財政の健全化法における実質公債費比率や将来負担比率についても、前年度に引き続き、健全な状態を維持しているものと思われま。

続きまして、表の下側の平成26年度阿波市特別会計歳入歳出決算表についてであります。

この表には、阿波市の国民健康保険特別会計を初め、7つの特別会計の決算状況を記載しております。その総額を申し上げますと、歳入決算額が99億3,986万8,968円、歳出決算額97億842万1,405円、歳入歳出差し引き額は2億3,144万7,563円となっており、7会計とも、平成27年度への繰越事業がございませんので、翌年度に繰り越すべき財源は0円であります。よって、実質収支額も、歳入歳出差し引き額と同額の2億3,144万7,563円の黒字となっております。

特別会計のうち、決算額の多いものを申し上げますと、一番上の国民健康保険特別会計の歳入決算額51億675万6,520円、歳出決算額49億4,827万6,264円、歳入歳出差し引き額1億5,848万256円となっております。

7つの特別会計についても、公有財産や基金を保有しているものにつきましては、一般会計と同様に、決算書に掲載しておりますので、参考にしてください。

以上、簡単でございますが、議案第48号から議案第55号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村松雄君） 塩田水道課長。

○水道課長（塩田英司君） 議長の許可をいただきましたので、議案第56号について補足説明をさせていただきます。

議案第56号平成26年度阿波市水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30号第4項の規定により、平成26年度阿波市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

平成27年9月1日提出、阿波市長。

決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

1、収益的収入及び支出の決算概要でございますが、まず収入の第1款水道事業収益が6億9,036万6,005円、次に支出の第1款水道事業費用が6億2,366万8,610円で、差し引き6,669万7,395円の収益となっております。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出でございますが、まず収入の第1款資本的収入が3億1,046万1,641円、次に支出の第1款資本的支出が5億6,960万6,820円で、資本的収入が資本的支出に不足する額2億5,914万5,179円は、当年度消費税資本的収支調整額3,448万3,890円、当年度損益勘定留保資金1億8,649万9,475円及び建設改良積立金3,816万1,814円で補填しております。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、認定いただけますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第57号について補足説明をさせていただきます。

議案第57号平成27年度阿波市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,530万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億7,060万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正による。

平成27年9月1日提出、阿波市長。

今回の補正予算（第3号）につきましては、今年度の普通交付税が決定したことに伴う補正と当初予算編成からの半年が経過し、この間に生じた事由に対応するための補正予算といたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、最初に5ページをお願いします。

第2表地方債補正についてであります。

今回追加をお願いするのは、農林水産事業債のうち農地債で、限度額が1,350万円で、県営土地改良事業負担金に係るものであります。また、災害復旧事業債では、限度額660万円となっており、内容につきましては、公共土木施設に係るものでございます。

また、変更をお願いするのは、臨時財政対策債など3件で、合わせて補正前の限度額が7億4,350万円、補正後の限度額は8億7,160万円で、1億2,810万円の増額となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

最初に、歳入についてであります。

10款地方交付税が1億3,134万2,000円の追加で68億1,468万円に、13款使用料及び手数料が2,136万2,000円の減額で5億7,654万5,000円に、19款繰越金が2億5,651万2,000円の追加で4億651万2,000

円に、21款市債が1億4,820万円の追加で13億6,630万円となっており、補正額の合計は6億2,530万円の追加で、補正後の歳入合計額は184億7,060万円となっております。

次に、10ページ、11ページをお願いします。

歳出につきましては、2款総務費が4,898万3,000円の追加で22億5,093万3,000円に、6款農林水産業費が5,848万7,000円の追加で6億6,963万円に、8款土木費が1億8,272万6,000円の追加で16億9,770万2,000円に、13款諸支出金が2億3,765万円の追加で2億5,818万8,000円となっており、補正額の合計は6億2,530万円の追加で、補正後の歳出合計額は184億7,060万円となっております。

次に、歳入歳出の詳細についてご説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

最初に歳入についてであります。10款1項1目の地方交付税が1億3,134万2,000円の追加となっており、これにつきましては普通交付税であります。

13款1項使用料の3目民生使用料の1,877万4,000円の減額、10目の教育使用料の258万8,000円の減額は、徳島県の多子世帯補助金を活用して、第3子以降の児童の保育所、認定こども園、幼稚園の使用料を無料にするためのものであります。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

一番上段の14款1項11目の災害復旧費国庫負担金が1,334万円の追加となっており、内容につきましては、公共土木施設災害復旧事業費負担金であります。

その下、14款2項8目の土木費国庫補助金が1,276万5,000円の追加となっており、この主なものは、防災・安全社会資本整備交付金となっております。

次に、16ページ、17ページをお願いします。

中ほどの15款2項6目の農林水産業費県補助金が1,878万7,000円の追加で、主なものは、とくしま明日の農林水産業づくり補助金864万4,000円、県単土地改良事業補助金745万5,000円であります。

次に、18ページ、19ページをお願いします。

一番下段の21款1項の市債は、1億4,820万円の追加となっております。この主なものは、2目の総務債の臨時財政対策債1億560万円の追加であります。

次に、20ページ、21ページをお願いします。

続いて、8目土木債が1,570万円の追加で、内容は、道路橋りょう債であります。
次に、歳出についてでございます。

24ページ、25ページをお願いします。

2款3項1目の戸籍住民基本台帳費が2,883万8,000円の追加となっており、主なものは、26ページ、27ページをお願いいたします、一番上の段の個人番号カード交付事業費のうち、マイナンバー制度に移行するための個人番号カード交付事業委託料が1,386万6,000円などとなっております。

次に、36ページ、37ページをお願いします。

中段の6款2項1目の農地総務費が5,415万9,000円の追加となっており、この主なものは、県単土地改良事業に係る工事請負費2,291万円や県営土地改良事業負担金2,408万5,000円であります。

次に、40ページ、41ページをお願いいたします。

8款2項3目の道路新設改良費が7,906万円の追加となっており、主な内容は、市道の修繕、新設改良に伴うものとなっております。

その下側、4目の地方道整備事業費が4,246万5,000円の追加となっており、国土交通省の補助事業により市内の幹線道路整備事業に係るものでございます。

次に、42ページ、43ページをお願いいたします。

8款3項2目河川改良費が2,900万円の追加となっており、内容につきましては、阿波町の築堤工事に係る補償費でございます。

次に、48ページ、49ページをお願いします。

一番上段であります11款災害復旧費が2,660万円の追加で、その内容につきましては台風11号に係るもので、1項1目農林水産施設災害復旧費が560万円、箇所数は4カ所であります。

2項の1目土木施設の災害復旧費が2,100万円の追加でございます。

その下、13款2項1目基金費が2億3,765万円の追加となっておりますが、この内容につきましては、一般廃棄物中間処理施設対策基金積立金でございます。

次に、最終52ページをお願いいたします。

この地方債に関する調書は、5ページの地方債補正の追加、変更に基づき調製したものです。

当該年度末現在見込み額の合計額は244億9,695万3,000円となっております。

す。

以上、議案第57号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、議案第58号、59号について補足説明させていただきます。

議案第58号平成27年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,708万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億4,728万7,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成27年9月1日提出、阿波市長。

6、7ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

歳入につきましては、9款繰入金の補正額が569万3,000円の減額、内容としては、人事異動に伴う職員給与費と一般会計繰入金の減額でございます。また、10款繰越金の補正額が3,277万3,000円の増額でございます。補正額の合計は2,708万円の増額で、補正後の歳入合計額は55億4,728万7,000円となっています。

次に、8、9ページ、歳出についてでございます。

1款総務費の補正額が569万3,000円の減額です。11款諸支出金が3,277万3,000円の増額となっております。この増額補正は、前年度の退職被保険者医療交付金確定による返還金でございます。補正額の合計は2,708万円の増額で、補正後の歳出合計額は55億4,728万7,000円となっています。

続きまして、議案第59号について補足説明させていただきます。

議案第59号平成27年度阿波市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,596万3,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成27年9月1日提出、阿波市長。

今回の補正予算は、後期高齢者医療保険料の過年度還付金の増加によるものでございます。増加の理由といたしましては、年金特別徴収被保険者の死亡による保険料還付に最大5カ月間程度期間を要するため、現年度還付を留保したことによる還付未済分が発生したことによるものでございます。

6、7ページ、第1表歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

歳入につきましては、6款諸収入の補正額が500万円の増額で、補正後の歳入合計は4億4,596万3,000円となっています。

続きまして、8、9ページの歳出につきましては、3款諸支出金が500万円の増額で、補正後の歳出合計額は4億4,596万3,000円となっております。

以上、議案第58号、59号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村松雄君） 補足説明の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き補足説明を続行いたします。

高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、議案第60号について補足説明をさせていただきます。

議案第60号平成27年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,282万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億4,844万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成27年9月1日提出、阿波市長。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

3款国庫支出金が569万3,000円の減額で10億9,986万2,000円に、5款県支出金が284万6,000円の減額で6億379万9,000円に、8款繰入金1,280万8,000円の増額で6億7,671万8,000円でございます。この3款、5款、8款につきましては、国、県の低所得者保険料軽減負担金の予算の組み替えや異動に伴う人件費の調整によるものでございます。9款繰越金が3,855万3,000円の増額で3,855万4,000円でございます。これにつきましては、平成26年度介護保険特別会計の決算に伴う繰越金でございます。補正額の合計額は4,282万2,000円の増額で、補正後の歳入合計額は43億4,844万5,000円となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

歳出の主なものにつきましては、1款総務費が493万8,000円の増額で1億3,524万2,000円に。これにつきましては、異動に伴う人件費の調整による増額でございます。7款諸支出金が3,905万9,000円の増額で4,126万7,000円となっております。これにつきましては、平成26年度分の介護給付費等の実績額の確定に伴う、国などへの負担金の返還金でございます。補正額の合計は4,282万2,000円の増額で、補正後の歳出合計額は43億4,844万5,000円となっております。

以上、議案第60号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いをいたします。

○議長（木村松雄君） 瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） 議長の許可をいただきましたので、議案第61号について補足説明させていただきます。

議案第61号阿波市手数料徴収条例の一部改正について。

阿波市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月1日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法または番号法と称されています法律が平成25年5月31日に公布されたことに伴い、阿波市手数料徴収条例の一部を改正するものでござ

います。主な改正内容につきましては、第1条では、番号法附則第1条関係の個人番号の指定、通知等に関する規定が平成27年10月5日施行されることにより、個人番号通知カードが10月より世帯単位で送付されます。通知カードの紛失等に伴う再交付手数料を定めるための条例改正でございます。

第2条では、番号法附則第1条第4号関係の個人番号カード並びに個人番号利用に関する規定が平成28年1月1日施行されることにより、現在の住民基本台帳カードにかわり、新たな個人番号カードの交付が平成28年1月より実施され、カードの紛失等に伴う再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳カードの交付手数料を廃止するための条例改正でございます。

施行日につきましては、第1条の規定が平成27年10月5日、第2条の規定が平成28年1月1日となっています。

以上、議案第61号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第62号について補足説明をさせていただきます。

議案第62号阿波市個人情報保護条例の一部改正について。

阿波市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月1日提出、阿波市長。

平成25年5月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、略称がマイナンバー法でございますが、制定されたことに伴い、今年の10月から国民一人一人に個人番号が付番されます。マイナンバー制度は、全ての国民に対して12桁の個人番号を指定し、法人については13桁となります。その個人番号を社会保障、税、災害対策の事務等に共通して利用するものであります。これにより、国、県、市町村が別々に持っている情報を連携させることが可能となり、事務の効率化や住民の利便性の向上が期待されております。

個人情報保護条例の改正が必要となる理由として、特定個人情報、一言で言いますと、個人番号を含む個人情報のことであり、その取り扱いについてはマイナンバー法に従うこととなります。マイナンバー法では、法律を直接適応する場合と地方公共団体の条例に特定個人情報に係る内容を盛り込むものに区分されます。そこで、市の個人情報保護条例

におきまして、一般法よりもさらに厳格な個人情報保護措置を講じる必要が出てきて、条例の一部改正が必要となりました。

主な改正内容といたしましては、定義規定の変更及び追加を第2条第1号、2号、3号において、特定個人情報の目的外利用の制限を第8条の2において、特定個人情報の提供の制限を第8条の3において、個人情報の開示、訂正、利用請求者を第12条2項において、情報提供等、記録の訂正の通知を第30条で、利用停止等の請求を第31条第2項においてそれぞれ変更、追加するものでございます。

施行日は、番号法附則第1条第4号に掲げる既定の施行の日、平成28年1月1日から施行します。

ただし、特定個人情報の提供の制限の改正規定は、番号法の施行の日、平成27年10月5日となります。また、情報提供等記録の訂正通知の改正規定については、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日となります。

以上、議案第62号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 吉田教育次長。

○教育次長（吉田一夫君） 議長の許可をいただきましたので、議案第63号について補足説明いたします。

議案第63号平成26年度板野郡西部学校給食組合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法施行令第5条第3項の規定により、平成26年度板野郡西部学校給食組合一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成27年9月1日提出、阿波市長。

板野郡西部学校給食組合につきましては、平成27年3月31日をもって解散をいたしました。この解散に伴い、決算認定については、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、組合の構成市町である阿波市、上板町、板野町、それぞれ監査委員の審査に付し、議会の認定に付するものであります。

それでは、一般会計の決算概要について説明をいたします。

歳入歳出普通予算現額3億8,111万1,000円に対して、歳入決算額は3億7,457万8,749円、歳出決算額は3億4,429万843円、歳入歳出差し引き残額は3,028万7,906円となっております。

歳入決算の主なものは、分担金及び負担金で3億520万5,962円、繰入金5,676万2,478円、歳出決算の主なものは、総務費6,391万6,571円、教育費2億8,018万9,169円となっております。

なお、歳入歳出差し引き残額の3,028万7,906円につきましては、当組合が3月31日で解散したために、平成26年度の出納整理期間がございました。このため、未払金等の清算を上板町に委任しているところでございます。

以上、議案第63号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、報告第4号について補足説明をさせていただきます。

報告第4号平成26年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告する。

平成27年9月1日提出、阿波市長。

最初に、一般会計等に係る健全化判断比率についてであります。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標がございます。

1番目の実質赤字比率につきましては、一般会計等で4億773万9,000円の黒字決算でありますので、実質赤字比率の数値はございません。

次に、2番目の連結実質赤字比率につきましても、対象となる全会計の収支合計が17億2,285万9,000円の黒字決算でありますので、連結実質赤字比率の数値もございません。

3番目の実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、平成26年度決算に係る実質公債費比率は6.4%で、早期健全化基準25%の範囲内となっております。参考でございますが、この数値が低いほど財政は健全であるとされており、前年度に比べ1.2ポイント改善されております。

4番目の将来負担比率につきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標

準財政規模に対する比率であります。平成26年度決算に係る将来負担比率は、資金不足額が生じておりませんので、昨年度に引き続き、数値はございません。

次に、公営企業会計に係る資金不足比率についてであります。この比率につきましても、全ての公営企業で資金不足額が生じておりませんので、資金不足比率の数字はございません。

このように、平成26年度決算において、全ての項目において健全化基準の範囲内であり、本市の財政の健全度は、昨年にも引き続き、維持できているものと考えております。

以上、報告第4号についての補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（木村松雄君） 補足説明が終わりました。

ここで、議案第48号平成26年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第56号平成26年度阿波市水道事業会計決算認定についての決算認定9件と報告第4号平成26年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について、代表監査委員の報告を求めます。

上原代表監査委員。

○代表監査委員（上原正一君） 代表監査委員の上原でございます。

決算審査報告を行います。

平成26年度一般会計、特別会計、水道会計及び財政健全化法にかかります各比率につきまして審査を行いました結果、会計及び決算処理は正確に実施されております。また、諸帳簿等、証憑書類につきましても、適正かつ確実に整理されておりました。財政健全化法にかかります各比率につきましては、各比率とも健全化基準の範囲内でございます。財政が健全であることを示唆しております。結果といたしまして、阿波市の財政運営は、現在のところ、市民の期待に沿うよう健全に推移しております。

内容につきましては、お手元の議案書の中に、我々委員から意見提示してございますので、ごらんいただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（木村松雄君） 以上で報告が終わりました。

ただいま議題となっております議案中、議案第48号平成26年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定については、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしますと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、議長により指名いたします。

委員に、出口治男君、阿部雅志君、松永渉君、森本節弘君、藤川豊治君、檜原伸君、笠井一司君、谷美知代さん、以上8人を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

選任された委員におかれましては、本日委員会を開催の上、正副委員長を決定していただきますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長に出口治男君、副委員長に阿部雅志君が選任されましたので、ご報告いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、9日午前10時から代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時42分 散会